

議案第 10 号

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例

令和 6 年 3 月 6 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるため、勤勉手当の支給等に係る本町の関係条例の改正を行うため、この条例案を提出するものです。

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第26条第1項中「この条」を「この条及び次条第1項」に、「6か月」を「6月」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第26条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

（育児休業条例の一部改正）

第2条 育児休業条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第10号）の一部を改正する条例新旧対照表

（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例第1条による一部改正）

改正案	現行
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u></p> <p><u>第15条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第26条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下<u>この条及び次条第1項</u>において同じ。）について準用する。この場合におい</p>	<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当_____及び特殊勤務手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当_____をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第26条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下<u>この条</u>_____において同じ。）について準用する。この場合におい</p>

て、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第20項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第26条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

て、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第20項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

育児休業条例（平成4年条例第8号）の一部を改正する条例新旧対照表

（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例第2条による一部改正）

改正案	現行
<p>（期末手当等の支給）</p> <p>第7条 一般職職員給与条例（昭和32年条例第4号）第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（育児休業規則（平成4年規則第4号）で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 一般職職員給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の昇給日（一般職職員給与条例第</p>	<p>（期末手当等の支給）</p> <p>第7条 一般職職員給与条例（昭和32年条例第4号）第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（育児休業規則（平成4年規則第4号）で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 一般職職員給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法_____第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の昇給日（一般職職員給与条例</p>

9条第1項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、
昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第9条第1項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、
昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。